

一般国道248号改築工事（平和バイパス・岐阜県多治見市大畑町三丁目地内から同県同市平和町五丁目地内まで）及びこれに伴う県道付替工事に関する事業認定理由

平成15年6月9日に岐阜県より申請のあった一般国道248号改築工事（平和バイパス・岐阜県多治見市大畑町三丁目地内から同県同市平和町五丁目地内まで）及びこれに伴う県道付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

#### 1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、一般国道248号改築工事（以下「本体工事」という。）は道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する工事であり、本体工事の施工により従来の機能の維持が困難となる県道の付替工事（以下「関連工事」という。）は、同条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であることから、ともに土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### 2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、一般国道248号（以下「本路線」という。）における岐阜県多治見市大畑町赤松地内から同県同市平和町五丁目地内までの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。よって、岐阜県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### 3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

##### （1）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る線形改良、幅員拡幅及び交通の分散を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）（以下「令」という。）第3種第2級の規格に基づき延長2,140mの2車線のバイパス道路を建設する事業である。

本件区間に係る現道は、多治見市南部の大規模住宅街と多治見市街地とを結び、複数のバス路線が重なり合う重要な道路であるにもかかわらず、令では第3種第2級の

2車線道路においては最低8m必要とされている車道幅員が6.5mと狭小な区間が存在する上、2箇所で右左折が必要となる線形となっており、スムーズな通行が困難な道路となっている。また、本路線は、住宅街と市街地を結ぶ生活道路としての役割のほか、国道19号及び中央自動車道多治見インターチェンジとのアクセス機能を有する道路でもあるため、通過交通の流入も多く、平成11年道路交通センサスによると、本件区間に係る調査地点の交通量は17,574台/12時間、混雑度は1.44となっており、交通混雑が著しく、慢性的な渋滞が発生しているなど、増大する交通需要に対処できていない状況となっている。

そこで本事業はバイパス道路の新設により、右左折の必要のない直線の道路線形とし、十分な幅員を確保するとともに、通過交通と生活交通を分散させて、道路交通を円滑化させるものであり、輸送力の確保、所要時間の短縮、車両走行費用の削減、及び現道で多発している事故の防止に寄与するものと認められる。

なお、本事業は、昭和50年7月11日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。

以上のように、本事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## (2) 申請事業の施行により失われる利益について

一方、本事業は一般国道の改築事業であり、その車線数は2であることから、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び岐阜県環境影響評価条例(平成7年条例第10号)の対象事業には該当せず、環境影響評価は実施されていないが、良好な生活環境を確保するために、令第3種第2級の道路には設置を義務付けられていない植樹帯(幅員1.5m)を設けることとしており、道路沿線における騒音の低減などが見込まれるため、地域社会への影響は小さいものと考えられる。

また、トンネル構造を一部区間において採用しており、緑地の潰地面積を極力減らしていることなどから、自然環境への影響も小さいものと判断される。

このため本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

( 1 ) 申請事業を早期に施行する必要性

本件区間に係る現道は、これまで述べたように線形不良かつ幅員狭小である状況の上、過度の交通集中によって、渋滞の発生や交通事故の多発(平成 14 年においては 100 件超の事故が発生している。)等、円滑な交通が阻害されており、住民生活や地域経済にとって大きな支障となっている。したがって、本件事業は早期に施行する必要があるものと認められる。

( 2 ) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、令の規格に基づき必要な範囲であると認められる。なお、起業地のうち、令にて設置を義務付けられていない植樹帯部分については、生活環境への配慮及び交通安全の確保等から、必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事(通常の利用を妨げない深度にあるトンネルの部分を除く。)及び関連工事により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、その余の部分については使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

( 3 ) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。